

元宗市第302号
令和元年12月13日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 吉田 剛 様

宗像市長 伊豆 美沙子
(総務部 市民課)

定期監査の結果に基づく措置状況について (報告)

令和元年12月4日付け元宗監第169号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（市民課）

定期監査実施日：平成30年12月19日

監査対象年度：平成30年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）住民票の写し等交付業務委託に関する事蹟について 宗像市（特定）個人情報保護事務取扱要領において、（特定）個人情報取扱事務の処理を、市の機関以外の者に委託する主務課長は、各規則第3条各号に規定する事項が明記された条項（様式第8号）のある契約書により受託者と委託契約を締結するものと定めているが、契約書を省略し、請書により発注しているので、適正に事務処理されたい。</p> <p>（2）自動交付機機械警備委託料及び自動交付機集金・消耗品補充業務委託料、自動交付機障害対応業務委託料に関する事蹟について 地方自治法第二百三十四条の三及び地方自治法施行令第百六十七条の十七、宗像市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例、宗像市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則において、長期継続契約を締結することができる契約について定めているが、その定めによらず、契約終了の意思表示がなければ更に1年間延長する旨を契約書に記載し、契約を自動的に延長しているため、適正に契約手続きを実施されたい。</p>	<p>（1）住民票の写し等交付業務委託に関する事蹟について 定期監査での指摘後、平成31年度から規定されたとおり契約書での締結を行うように改めました。 また、課内で会議を開催して周知を徹底しました。</p> <p>（2）自動交付機機械警備委託料及び自動交付機集金・消耗品補充業務委託料、自動交付機障害対応業務委託料に関する事蹟について 本契約は、平成30年10月31日で終了しており、今後類似契約の必要性が生じた場合は自動更新しないように改めます。 また、課内で会議を開催して周知を徹底しました。</p>

(3) 宗像市市民課受付等業務委託に関する事蹟について

ア 仕様書において、受注者の要件を定めているが、要件の適否を確認した事蹟が見受けられないので、適正に事務処理されたい。

イ 仕様書において、受注者は月1回以上発注者と定例の会議を開催することとしているが、開催した事蹟が確認できないので、適正に事務処理されたい。

(4) 住民票の写し等交付業務委託に関する事蹟について

起工伺について、契約予定総額に対して、専決者が誤っているので、適正に事務処理されたい。

(5) コンビニ交付に係る運営負担金に関する事蹟について

宗像市証明書等自動交付事務の運営管理に係る協定書の締結について、運営負担金を支払う内容であるが、専決者が誤っているので、適正に事務処理されたい。

(3) 宗像市市民課受付等業務委託に関する事蹟について

ア 定期監査での指摘後、受注者の要件の適否の確認においては、受注者に要件に適合することが確認できる書類を提出するよう依頼し、受領時に要件の適否を確認してから事蹟として残すように改めました。

イ 定期監査での指摘後、仕様書の内容に基づき定例の会議を開催した事蹟においては、会議を開催した後、受注者から会議録を受領するように改めました。

(4) 住民票の写し等交付業務委託に関する事蹟について

宗像市事務決裁規程別表第5で規定されている支出負担行為の専決事項を順守するよう課内会議で周知し、決裁時に確認を行うよう改めました。

(5) コンビニ交付に係る運営負担金に関する事蹟について

宗像市事務決裁規程別表第5で規定されている支出負担行為の専決事項を順守するよう課内会議で周知し、決裁時に確認を行うよう改めました。